

平成24年度山梨県立盲学校高等部専攻科入学者選抜実施要項

平成24年度山梨県立盲学校高等部専攻科の入学者選抜は、この要項の定めるところにより実施する。

第1 募集定員

募集定員は、別に定める。

第2 出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の要件に該当するものとする。

学 科 名	要 件
保健医療科	学校教育法施行令第22条の3の規定による視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの
理 療 科	1 盲学校高等部本科若しくは高等学校を卒業した者又は平成24年3月卒業見込みの者 2 盲学校長が、高等学校を卒業した者と同等の学力があると認めた者

第3 出願方法

1 出願手続

(1) 入学志願者は、次に掲げる書類を盲学校長に提出する。

ア 入学願書

イ 調査書

ウ 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成24年1月以降発行のもの

エ 健康診断票①

盲学校指定様式に基づき医療機関が発行したもので、平成24年1月以降に受診したもの

オ 健康診断票②

健康診断票①とは別に、盲学校指定様式に基づき眼科医が発行したもので、平成24年1月以降に受診したもの

(2) 「第2 出願資格」の表中「要件」欄の2に該当する者は、(1)の書類のうち、調査書にかえて、最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書を提出する。

(3) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、盲学校に直接請求する。

(4) 入学審査料

無料とする。

2 出願期間及び受付時間

平成24年1月30日(月)から2月2日(木)までの午前9時から午後4時まで及び2月3日(金)の午前9時から正午まで

3 志望順位

保健医療科及び理療科については、学科に志望順位をつけて出願することができる。

4 出願上の留意事項

志願者は、平成23年12月までに、盲学校の教育相談を予め受けるものとする。

(志願先の盲学校の高等部本科普通科及び保健医療科を平成24年3月卒業見込みの者を除く。)

第4 入学検査

1 受検者

受検者全員とする。

2 検査内容

○学力検査

- ・国語（現代文の範囲のみ）
- ・小論文
- ・「一般教養」又は「保健理療」のうち1科目選択

○面接

○機能検査

- （注）1 点字受検者の学力検査時間は、墨字（拡大文字）受検者の1.2倍とする。
2 点字未習得者については、口頭による検査を実施することがある。

3 検査会場

盲学校

4 検査期日

平成24年3月7日（水）。ただし、開始時刻については盲学校長が定める。

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は盲学校長とし、係員は盲学校の教職員をもって充てる。

第5 選抜の方法

盲学校長は、提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

第6 入学許可予定者の発表

平成24年3月14日（水）午前11時、盲学校において行う。

第7 再募集

入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

1 出願期間及び受付時間

平成24年3月15日（木）の午前9時から午後4時まで及び3月16日（金）の午前9時から正午まで

2 出願書類

「第3 出願方法」の「1 出願手続」による。

3 検査期日及び検査内容

- (1) 検査期日 平成24年3月19日（月）
(2) 検査内容 「第4 入学検査」の「2 検査内容」による。

4 入学許可予定者の発表

平成24年3月21日（水）午前11時、盲学校において行う。

第8 検査結果の開示

1 開示の内容

学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに機能検査の評価の段階

2 開示場所

盲学校

3 開示の方法

- (1) 口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。
(2) 口頭による開示請求は、山梨県個人情報保護条例第27条の規定に基づくものとし、受検者本人に限る。
(3) 口頭による開示請求は、請求者が本人であることを証明する書類を提示して行うものとし、本人であることの確認は、「学力検査票」及び顔写真付きの生徒手帳等の書類で行う。

4 開示期間

入学許可予定者の発表の日から1ヶ月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時刻は午前9時（発表当日は発表後）から午後4時までとする。